

地方公共団体における内部統制・監査に関する研究会
内部統制部会（第6回）議事概要

開催日時：平成30年5月16日（水）13：30～15：30

開催場所：総務省内会議室

出席者：宇賀部会長、山本部会長代理、秋山構成員、池田構成員、石川構成員、影浦構成員、
貴納構成員、佐藤構成員、友渕構成員、町田構成員、森井構成員

幹事：山崎自治行政局長、篠原大臣官房審議官、阿部住民制度課長、海老原市町村課長、
岡総務室長、植田行政経営支援室長

事務局：吉川行政課長、松谷行政企画官、内海行政課理事官、篠田行政課課長補佐

【議事次第】

1. 開会
2. 議事について
3. 閉会

【意見交換】

- 統制活動について、チェック機能が働く仕組みとして、「職務を複数の者の間で適切に分担又は分離させることが重要」とあるが、分業の勧めとも受け止められかねないため、誤解を避けるために、表現の修正をしたほうが良いのではないかと。
- 内部通報制度について、「外部の者から、長や監査委員等に対し情報の提供を行う」となっているが、自治体によって情報を受ける部署は異なる。また、監査委員が直接外部から情報の連絡を受けるのが適当なのか。監査という立場からそれは良いのか。
- 公益通報によって違法が発見されたものが、内部監査によって発見されたものの1.5倍に当たるという調査結果もある。公益通報というのは、重要な意味を持っている。公益通報を通じて得られた情報を、内部統制のほうにもっと生かしていく、その連携をもう少し出したほうが良いのではないかと。
- 監査委員は「財務監査や行政監査等を通じて、内部統制の整備状況及び運用状況について監視を行い」とあるが、監査本来の機能で実施していることであり、「監視」はそぐわないのではないかと。
- 内部統制の整備上の不備と運用上の不備についての例示の掲載があるが、すべて運用上の不備となっていないかと。

- ガイドライン案に示されている内部統制の整備上の不備の例示は、整備上の問題だけでなく、結果として重大な不備が生じていることまで述べられているので、結局は、運用上の不備の例示になってしまっている。
- 運用上の不備を防ぐためには整備上の不備の話にもどるため、そこに触れることが必要ではないか。
- 運用上の不備を防ぐために整備上の不備の話にもどるとは必ずしも限らないのはいか。その不備が新たな内部統制の整備によって対応すべき問題なのかどうかを検討することが必要だと思う。
- 財務報告の内部統制を知っている人からすると、整備上の不備と運用上の不備について、どちらなのか分かりにくいところがある。結果として不適切な事項がある場合のみが運用上の不備で、それ以外は整備上の不備であるのであれば、それを明記したほうが良いのではないか。
- 内部統制に関する方針の見直しについては、「必要に応じて見直しを検討する」程度の記載が良いのではないか。
- 各部局がまずはリスクの洗い出しをすることとなるだろう。その後、内部統制部局から各部局へリスク評価シート及びリスク一覧を送付し、各部局もリスクの再洗い出しや漏れの確認を行うという記述も必要ではないか。
- 内部統制の評価は報告にあがっているものが対象となる一方で、記録に残さないような事案もある。内部統制の評価の対象となるものについては、網羅的な把握が必要である。
- 内部統制の整備、運用又は評価の作業はあくまで長が自らの責任において判断する必要があるものである。一部であっても安易に外部の専門家に任せることがないような文面にしたほうが良いのではないか。
- 外部委託先についても、職員同様、委託者が責任を有するものである等の書き方のほうが良いのではないか。
- 監査委員における審査において、首長部局側で整備した範囲以外であっても、監査を行った範囲で内部統制の不備が判明した場合には、重大な不備があったということで、内部統制が有効ではないという評価になるのか。
- リスクの洗い出しのところでも、監査委員と連携した方が進めやすいのではないか。

- 市長部局のリスクの洗い出しを監査委員が「補完」しているのとらえれば良いのではないか。
- 監査委員との連携はできるだけ早い段階でできる方が有効ではないか。
- 努力義務とされる指定都市以外の市町村が、内部統制の基本方針を作成した場合には、内部統制評価報告書の作成等は義務化されるのか。そのあたりを厳密に決める必要はないのではないか。むしろ、努力義務の団体に対しては、必要な部分を採用することができる裁量の余地を残しておいた方が良いのではないか。
- 内部統制には限界がある。不測の事態が起きた時に、既に決まっている内部統制、つまり業務マニュアル等では対応できないという場合に、首長が内部統制を逸脱して、いわば想定外の事態への対応を図ることは、「不当な」内部統制の無視・無効にはあたらない。
- 内部統制推進部局と監査委員事務局を兼担してはいけないことを明記すべきではないか。監査委員の独立性を重視するのであれば、内部統制評価においても、監査委員事務局の評価の独立性自体は保っておかなければいけないと考える。
- 首長が内部統制の基本方針を示すこととなるが、これについて、監査委員は首長にヒアリングをするという手続を規定する必要はないのか。監査委員は、基本方針レベルの問題に、どこまでかかわるのが現状のガイドラインでは何も書かれていない。
- 監査委員は期中でも相談を受けるが、最後の本調査の際に判断・知見を覆すこともある。その権限があることを入れたほうが良いのではないか。
- 筆頭課がほかの課の自己評価を行うというのは、難しい団体もあるのではないか。
- 内部統制評価報告書における評価範囲について、財務事務全体ではなく、リスクの識別評価を行った上で範囲を絞り込むということは想定されていないのか。
- 財務に関する事務全般が評価範囲になるのであれば、整備対象以外であっても何か不備が発生した場合、それは直ちに内部統制が有効ではないという判定につながるのか。
- 評価範囲について、どこまでを評価範囲にするかということをもっと書くべきであろう。全庁的なリスクと業務レベルのリスクのうち、全庁的なほうにリスク例が挙がっていて、原則と対応が挙がっているが、これが評価範囲になるのかどうか。また、全庁的なリスクにおいて問題があった場合に、業務レベルのリスクの評価範囲にいかなる影響があるのか、という点を明らかにしておく必要がある。

- 評価範囲から外れたものは、内部統制評価報告の対象にしなくていいのかどうかということを明示すべきである。例示されている全庁的なリスクと、最初に設定した評価範囲との関係をもう少し明確に書く必要がある。仮に、評価範囲から外れたところで不備が生じた場合に、いかなる手当てをする必要があるのか、あるいは全庁と業務との関係をもう少し書いておいたほうが、評価作業において分かり易いし、後日、不備が生じた際に問題を指摘された際に、内部統制の問題なのか、たまたま生じた問題なのかという議論に耐えられるのではないか。
- 実際に評価報告制度が実施されるとなると、平成 32 年に初めて評価する自治体はほとんどないはずである。ほとんどの自治体では、1 年前に、試行（ドライラン）を行って、現状における内部統制の整備状況の不備を改善していくはずである。したがって、監査委員はそのときに情報を共有されることになるだろう。注でもいいが、前年評価及び監査委員への情報共有について少し触れたほうが良いのではないか。
- 監査委員は、評価作業や、前年度の評価の試行等の最初の段階から情報を共有し、その上で、自らの自治体が評価作業をどのように準備しているか把握しておくほうがいい。
- 「意見を付す」や「意見を表明する」、「審査意見等を記載する」、「審査の意見として記載を行う」との表現を統一する必要があるか。また、「内部統制体制の整備」や「内部統制体制の運用」、「内部統制の整備」や「内部統制の運用」といった表現も使い分けがあるのであれば、最後の用語の整理に記載すべきか。
- 「虚偽の報告」とあるが、「虚偽」という言葉は、一般的には違法・不当な不正行為を連想させる言葉である。そのような意味合いで使用していないのであれば、別の言葉への変更を検討すべきである。